

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「甲事件」という。)

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「乙事件」という。)

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「丙事件」という。)

原告 原告1-1ほか

被告 国ほか

準備書面(21)

【被告基礎自治体らの本案の主張に対する反論】

平成28年12月2日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井戸謙一
ほか18名

【目次】

第1	はじめに	- 2 -
第2	被告基礎自治体らの主張	- 2 -
1	被告福島市	- 2 -
2	被告川俣町	- 3 -
3	被告伊達市	- 3 -
4	被告田村市、被告郡山市	- 4 -
5	被告いわき市	- 5 -
6	被告会津若松市	- 5 -
第3	求釈明	- 5 -
1	被告福島市に対し	- 5 -
2	被告川俣町に対し	- 8 -
3	被告田村市、同郡山市	- 11 -
4	被告会津若松市	- 11 -

第4	原告らの主張	- 13 -
1	県内子ども原告らの被告基礎自治体に対する安全配慮を求める権利について	- 13 -
2	不作為を求める給付請求（差し止め請求）の法的根拠	- 17 -
3	県内子ども原告らの生活環境の空間線量は、既に1 mSv/年を下回っているから、そもそも県内子ども原告らに健康リスクはないか	- 17 -
4	クリアランスレベルについて	- 18 -
5	行政の裁量との関係について	- 20 -
6	「安全な地域」の特定について	- 21 -
7	将来請求の適格を欠くか	- 21 -
8	その他	- 22 -

【本文】

第1 はじめに

本準備書面は、被告基礎自治体らの本案の主張に対する反論を目的とするものである。そのため、第2において、被告基礎自治体らの主張の骨子を整理した。そして、反論をするために釈明を求めるべき事項があるので、求釈明事項を第3で整理した。

その上で、第4以下で反論を行う。もっとも、原告らの反論は、今回で完結するものではなく、被告基礎自治体らの釈明内容を踏まえて、さらなる主張の追加を行うことになる。

第2 被告基礎自治体らの主張

被告基礎自治体らの本案の主張の骨子は次のとおりである。なお、被告基礎自治体相互で援用している主張があるが、これについては、当初に主張した被告基礎自治体の主張として掲げている。

1 被告福島市

- (1) 原告らが主張している権利の法的根拠が不明確である【平成27年5月8日付被告福島市答弁書（この項及び後記第3の1において、以下「第1答弁書」という。）15頁2～6行目、平成28年8月1日付答弁書（こ

の項及び後記第3の1において、以下「第2答弁書」という。) 13頁下から14～10行目】。

- (2) 原告らが求めている内容は、被告基礎自治体の判断に委ねられているものであり、被告基礎自治体らが県内子ども原告らとの関係で、具体的で一義的な措置を採るべき義務を負っているということを導くことはできない【第1答弁書15頁7～15行目、第2答弁書13頁下から9行目～末行】。
- (3) 原告らが「安全な地域」と主張している根拠(基準)が不明確である【第1答弁書15頁下から12行目～16頁3行目、第2答弁書14頁初行～15行目】。
- (4) 原告らの主張する権利がなぜ差止請求の根拠となるのかが不明確である【第2答弁書14頁下から3行目～15頁7行目】。

2 被告川俣町

原告らが考える「安全な地域」へ転居するか否かは原告らの自主的な選択に委ねられているものであって、学校設置者である被告基礎自治体に対して何らかの措置を求める権利が認められるものではない【被告川俣町準備書面(1)22頁10～13行目】

3 被告伊達市

- (1) 平成27年4月16、17日に同被告が原告32-2の学校、通学路、自宅の線量を測定し、1年間の実効線量を計算した(1日当たり、自宅滞在時間16時間、学校滞在時間6時間、屋外活動時間1時間、通学時間1時間、自宅の家屋遮蔽率0.4で計算)ところ、0.73mSvとなった。よって、原告32-2は、現在、年1mSv以上の被ばくに晒されていない。【被告伊達市第5準備書面2頁】
- (2) 憲法第26条、教育基本法第1条、第2条第1号、学校教育法第21条、学校保健安全法から、原告が安全な地域で教育を受ける権利やこれに対応する被告伊達市の義務を認めることはできない。【被告伊達市第5準備書面3頁】
- (3) 他施設の利用や分校の設置は、被告伊達市の裁量に属する。【被告伊

達市第5準備書面3頁】

- (4) 差止め請求について、請求権が発生する法律上の根拠が不明確であり、発生要件、効果も不明である。【被告伊達市第5準備書面5頁】
- (5) 差止め請求に関し、原告32-2が通学している学校施設で教育を実施することを差し止めても、同原告が伊達市内で生活を続ける限り、原告が危惧する健康リスクを回避することは不可能であるから、本件差止めは、何の役にも立たない。【被告伊達市第5準備書面4～5頁】

4 被告田村市・郡山市

- (1) 小学校設置基準、中学校設置基準は、学校設置主体が満たすべき基準を定めたものであって、そこに通う児童生徒の権利を具体的に規定するものではないから、設置基準を根拠に原告らの主張の権利を導くことはできない【被告田村市・郡山市平成26年（行ウ）第8号答弁書（以下、この項において「第1答弁書」という）25頁、同平成27年（行ウ）第1号答弁書（以下、この項において「第2答弁書」という）22頁】
- (2) 学校教育法施行令第25条は、原告ら主張の根拠にならない。【第1答弁書25～26頁、第2答弁書22～23頁】
- (3) 学校設置者が裁量で行う行政作用と県内子ども原告らの権利発生の根拠が不明であり、被ばくによる健康影響は必ずしも明らかでないから、年1mSv基準を根拠に、原告ら主張の具体的権利を導くことはできない。【第1答弁書26頁、第2答弁書23頁】
- (4) 原告らの求める権利の内容は科学的根拠に乏しく、その内容は、極めて不明確である。【第1答弁書27頁、第2答弁書24頁】
- (5) クリアランスレベルは、廃棄物を安全に再利用できる基準であり、これをシーベルトに換算すれば、年0.01mSvにすぎない。クリアランスレベルは、人への健康影響が全く無視できることを前提にしているため、許容線量を測るための基準とはなりえない。【被告田村市・郡山市第5準備書面2～3頁】
- (6) 原告らの請求のうち、作為を求める給付請求と不作為を求める給付請求は、いずれも将来の給付を目的とする請求であるが、そもそも請求権の基礎となる事実関係が存在せず、かつその継続が予測される事情がな

いから、原告らの請求はその適格を欠く。【被告田村市・郡山市第5準備書面3～7頁】

- (7) 原告らの請求は、財源の裏付け、受益者の平等という観点に鑑みると、社会通念上実現可能とはいえない。【被告田村市・郡山市第5準備書面7～8頁】

5 被告いわき市

- (1) 原告らの主張する権利の法的根拠が不明確である。【被告いわき市準備書面(8)1頁】
- (2) 原告らが「安全な地域」と主張している根拠（基準）が不明確である。【被告いわき市準備書面(8)2～3頁】
- (3) 原告らが通学する学校における被ばく線量の値は、原告らが権利を主張する根拠としている年1mSvを超える状況ではない。【被告いわき市準備書面(8)4～5頁】
- (4) 不作為を求める給付請求について、請求根拠が認められない。【被告いわき市準備書面(8)5頁】

6 被告会津若松市

原告ら主張の権利は、法的に具体的権利として保障されているとはいえない。その理由は次のとおり。

- (1) 原告らが根拠とする法令から、被告基礎自治体らが県内子ども原告らとの関係で、他施設の利用や分校の設置などの具体的で一義的な措置を採るべき義務を負っているということを導くことはできない。【被告会津若松市答弁書13～14頁】
- (2) 原告らが「安全な地域」と主張している根拠（基準）が不明確である。【被告会津若松市答弁書14頁】

第3 求釈明

原告らの被告基礎自治体らに対する求釈明事項は次のとおりである。

1 被告福島市に対し

- (1) 被告福島市は、「平成25年1月より厳重な検査体制のもと学校給食

米飯に福島市産コシヒカリの使用を開始したこと」を認め、「平成23年11月より学校給食に使用する食材の放射性物質の測定検査を行っている。」と主張している【被告福島市第1答弁書7頁末行～8頁4行目、第2答弁書7頁13～17行目】。

ア【求釈明(1)ア】

被告福島市は、給食に使用する食材の放射性物質の測定検査を行ったとのことであるが、給食に使用するか否かの基準はどのように設定したのか。

イ【求釈明(1)イ】

福島市産コシヒカリの使用についての「厳重な検査体制」の具体的な内容を説明していただきたい。平成23年11月から行われている食材の放射性物質の測定検査と何が異なるのか。

(2) 被告福島市は、「児童生徒の放射線被ばくのリスクを低減するため校内や通学路の除染を行った」ことを認めている【被告福島市第1答弁書8頁5～7行目、第2答弁書7頁下から10～8行目】。

ア【求釈明(2)ア】

校内や通学路の除染はいつから始め、いつ終わったか。あるいは、まだ終了していないのか。

イ【求釈明(2)イ】

除染の目標値はいくらか。目標値はクリアしたのか。

ウ【求釈明(2)ウ】

除染によっていったん線量が低下しても、時間が経てばまた増加することは公知の事実である。被告福島市の除染は、1回だけで終わったのか。複数回なされたのか。

(3) 被告福島市は、「労災認定において白血病の業務起因性を判断する際にどのような基準で判断するのかという問題と、医学的にどの程度の放射線被ばくで白血病に罹患するおそれがあると判断するのかという問題とは別個の問題である」と主張する【被告福島市第1答弁書8頁末行～9頁3行目、第2答弁書8頁下から11～8行目】。

ア【求釈明(3)ア】

被告福島市は両者を「別個の問題である」と主張する趣旨は何か。
電離放射線にさらされる業務と白血病の発症との間に因果関係（業務起因性）がなくても業務災害に認定されることが有るといふ趣旨か。

イ【求釈明(3)イ】

原告らが、白血病の労災認定の事実を取り上げたのは、年5mSvの被ばくが原因で白血病に罹患することが有り得る事実を主張するためであった。被告福島市は、この主張事実を認めるのか、否認するのか明らかにされたい。

- (4) 被告福島市は、「原爆症認定において、被爆と疾病との因果関係をどのような基準で認定するかという問題と、医学的に被爆と疾病との間に因果関係が認められるかという問題とは別個の問題である」と主張する【第1答弁書9頁6～9行目、第2答弁書下から5～2行目】。

【求釈明(4)】

原告らが、原爆症認定に関する審査手法の事実を取り上げたのは、1mSvの被ばくで悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症に罹患することが有り得るといふ事実を主張するためであった。被告福島市は、この主張事実を認めるのか、否認するのか明らかにされたい。

- (5) 被告福島市は、「原爆症認定において、被爆と疾病との因果関係をどのような基準で認定するかという問題と、医学的に被爆と疾病との間に因果関係が認められるかという問題とは別個の問題である」と主張する【第1答弁書10頁7～10行目、第2答弁書9頁下から5～2行目】

【求釈明(5)】

原告らは、ここでは、低線量被ばくによる健康リスクがガンだけでないことの根拠として原爆症として認定される疾病がガンに止まらないことを主張した。被告福島市の主張は、原告らの上記主張事実（低線量被ばくによる健康リスクがガンだけでないこと）を認めるのか、否認するのかを明らかにされたい。

2 被告川俣町に対し

- (1) 被告川俣町は、文科省が発した20mSv通知について、「20mSv/年までの被ばくを許容するとの考え方に基づくもの」との原告らの主張に対し、「評価は争う。」と主張する【被告川俣町準備書面(1)6頁6～8行目】。

【求釈明(1)】

原告らには、上記以外の評価を想定することができない。この点について、被告川俣町はどのように評価しておられるのか、明らかにされたい。

- (2) 被告川俣町は、原子炉等規制法や実用炉規則の年1mSv規制が「年1mSv以上の被ばくをした場合、その健康に対する悪影響を否定できないとの認識を前提にしている」との原告らの主張を争い、「原告が主張するような健康被害の認識を前提として制定されたものではない」と主張する【被告川俣町準備書面(1)7頁2～3行目】。

【求釈明(2)】

被告川俣町は、年1mSvを超える被ばくが周辺住民の健康に何らの影響を与えないと認識しているのであれば、これらの年1mSv規制が何の目的で制定されたと理解しているのか、明らかにされたい。

- (3) 被告川俣町は、放射線管理区域の規制について「実効線量が3か月に1.3mSvを超える場合、健康被害が生じる相当程度の可能性があるとの認識を前提にする」との原告らの主張を争い、これらの規制は「原告が主張するような健康被害の認識を前提として定められたものではない」と主張する【被告川俣町準備書面(1)7頁11～12行目】。

【求釈明(3)】

健康被害の可能性がないのであれば、放射線管理区域の規制が、何を目的として定められているのか、被告川俣町の理解を明らかにされたい。

- (4) 被告川俣町は、「原告が引用する法令等の条文は、原告が主張するような健康被害の認識を前提として定められたものではない」と主張しつつ【被告川俣町準備書面(1)7頁下から10～9行目】、「ICRPの19

90年勧告190項及び191項によれば、公衆被ばくに関する年実効線量限度1mSvは、放射線被ばくによる影響の評価と、自然放射線源からの現存する線量レベルの変動等の事情すべてを考慮して勧告するものとされている。」と述べている。

【求釈明(4)】

このICRP1990年勧告の引用が、被告川俣町の上記(3)の主張とどのように関係するのか、詳細な説明をいただきたい。

- (5) 被告川俣町は、「労災実務において 放射性被ばくと疾病との因果関係をどのように認定するのかの基準の問題と、医学的機序として証拠に基づいて放射線被ばくと疾病との因果関係が認められるかどうかは別個の問題である」と主張する【被告川俣町準備書面(1)8頁3～5行目】。

【求釈明(5)】

原告らが、白血病の労災認定の事実を取り上げたのは、労災実務では、年5mSvの被ばくが原因で白血病に罹患する具体的危険性があると認識されていることを主張するためであった。被告川俣町は、この主張事実を認めるのか、否認するのか明らかにされたい。

- (6) 被告川俣町は、「原爆症認定実務において被爆と疾病との因果関係をどのように認定するのかの基準の問題と、医学的機序として証拠に基づいて被爆と疾病との因果関係が認められるかどうかは別個の問題である」と主張する【被告川俣町準備書面(1)8頁12～14行目】

【求釈明(6)】

原告らが、原爆症認定に関する審査手法の事実を取り上げたのは、1mSvの被ばくで悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症に罹患することが有り得るという主張するためであった。被告川俣町は、この主張事実を認めるのか、否認するのか明らかにされたい。

- (7) 被告川俣町は、JCO事故における取扱いについて、「原子力災害後の健康診断対象者をどのように設定するのかの基準の問題と、医学的機序として証拠に基づいて放射線被ばくと疾病との因果関係が認められるか

どうかは別個の問題である」と主張する【被告川俣町準備書面(1) 8頁18～21行目】

【求釈明(7)】

原告らは、個別のケースにおける因果関係を主張しているのではなく、茨城県は、1 mSv 以上の被ばくをした人については健康被害のリスクがあり得ると認識して、健康診断の対象としたのだと主張しているのであるが、被告川俣町は、その事実も否定するのか、明らかにされたい。

- (8) 被告川俣町は、原告らの「健康のことだけを考えれば、年1 mSv 以上の被ばくを避けるべきことは当然であり、ICRPもそれを認めている」との主張を争い、「ICRPもそれを認めている」は誤導であると主張する【被告川俣町準備書面(1) 10頁13～15行目】

【求釈明(8)】

ICRPが一般公衆の被ばく限度を年1 mSv としていることは公知の事実であるが、被告川俣町が引用するICRPの Publication111 (丙B第4号証) の2.3.(22)には、「汚染地域に居住する人々は一般的に自分の住居から退去することにきわめて不本意で、自分たちの生活環境を改善したいと考える」から、「単に放射線防護に関する検討のみをもとに、このような二者択一(その場所から退去するのか留まるのか)を解決するのは困難である。」と記載されている。原告らは、この記載の趣旨を、「放射線防護に関する検討」では、年1 mSv を超える被ばくを避けるべきであるが、その場所に留まることの利益があるので、現存被ばく状況における「参考レベル」を「年1 mSv～20 mSv」と定めたものと理解しているが、被告川俣町の理解は、これとは異なるのものか否かを明らかにしていただきたい。

- (9) 被告川俣町は、「原爆症認定実務において被爆と疾病との因果関係をどのように認定するかの基準の問題と、医学的機序として証拠に基づいて被爆と疾病との因果関係が認められるかどうかは別個の問題である」と主張する【被告川俣町準備書面(1) 12頁】。

【求釈明(9)】

原告らは、低線量被ばくによる健康リスクがガンだけでないことの根拠として原爆症として認定される疾病がガンに止まらないことを主張した。被告川俣町の主張は、原告らの上記主張事実（低線量被ばくによる健康リスクがガンだけでないこと）を否定する趣旨なのか、明らかにされたい。

3 被告田村市・同郡山市

被告らは、 $3.8 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上で国の制限下にある学校・・・は、屋外活動を1時間以内としたうえで、数値が下がるまで校庭での活動を自粛すること・・・を決定した」と主張する（被告田村市・郡山市答弁書11頁5～10行目）。

【求釈明】

$3.8 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上の空間線量が測定されながら、学校での授業を続けた小・中学校は、何校あり、各学校の1時間当たりの空間線量値はいくらだったか、明らかにされたい。

4 被告会津若松市

(1) 被告会津若松市では、平成24年5月より学校給食に使用する食材の放射性物質の測定検査を行っている」と主張する【同被告答弁書7頁】。

【求釈明(1)】被告会津若松市では、学校給食の食材の利用基準をどのように設定したのか。

(2) 被告会津若松市は、「被告基礎自治体らが福島県内の児童・生徒の放射線被ばくのリスクを低減するため校内や通学路の除染を行った」と主張する【同被告答弁書7頁】。ところで、被告会津若松市は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（汚染対処特措法）に基づく汚染状況重点調査区域の指定を受けなかった（甲D第22号証）。他方で、被告会津若松市は、学校等で除染をした結果発生した汚染土壌を2016年11月下旬から搬出する旨を広報している（甲D第23号証）。

【求釈明(2)ア】

被告会津若松市は、汚染状況重点調査区域の指定を受けなかったが、いかなる経緯、配慮で学校の除染を決定することになったのか。

【求釈明(2)イ】

除染をした小・中学校は、すべてか。一部か。一部であれば、どのような基準で除染する学校を決めたか。

【求釈明(2)ウ】

除染をした時期はいつか

【求釈明(2)エ】

汚染土壌は、2016年11月までどのように保管されてきたか。学校内に汚染土壌が保管されていたのであれば、児童生徒が汚染土壌に近づかないための対策は取られたのか。

- (3) 被告会津若松市は、「労災認定において、白血病の業務起因性を判断する際にどのような基準で判断するのかという問題と、医学的にどの程度の放射線被ばくで白血病に罹患するおそれがあると判断するのかという問題とは別個の問題である」と主張する【同被告答弁書8頁】。

ア【求釈明(3)ア】

被告会津若松市が、両者を「別個の問題である」と主張する趣旨は何か。白血病の発症が電離放射線にさらされる業務と因果関係（業務起因性）がなくても業務災害に認定されることが有るという趣旨か。

イ【求釈明(3)イ】

原告らが、白血病の労災認定の事実を取り上げたのは、年5mSvの被ばくが原因で白血病に罹患することが有り得ると主張するためであった。被告会津若松市は、この主張事実を認めるのか、否認するのか明らかにされたい。

- (4) 被告会津若松市は、「原爆症認定において、被爆と疾病との因果関係をどのような基準で認定するかという問題と、医学的に被爆と疾病との間に因果関係が認められるかという問題とは別個の問題である」と主張する【同被告答弁書8頁】。

【求釈明(4)】

原告らが、原爆症認定に関する審査手法の事実を取り上げたのは、1 m Sv の被ばくで悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症に罹患することが有り得るといふ事実を主張するためであった。被告会津若松市は、この主張事実を認めるのか、否認するのか明らかにされたい。

- (5) 被告会津若松市は、「原爆症認定において、被爆と疾病との因果関係をどのような基準で認定するかという問題と、医学的に被爆と疾病との間に因果関係が認められるかという問題とは別個の問題である」と主張する【同被告答弁書9頁】

【求釈明(5)】

原告らは、ここでは、低線量被ばくによる健康リスクがガンだけでないことの根拠として原爆症として認定される疾病がガンに止まらないことを主張した。被告会津若松市の主張は、原告らの上記主張事実（低線量被ばくによる健康リスクがガンだけでないこと）を否定する趣旨なのか、明らかにされたい。

第4 原告らの主張

- 1 県内子ども原告らの被告基礎自治体に対する安全配慮を求める権利について

【被告福島市の主張(1)、被告川俣町の主張、被告伊達市の主張(2)、被告田村市・郡山市の主張(1)(2)、被告いわき市の主張(1)、被告会津若松市の主張(1)に対し】

(1) 法令の定め

ア 訴状で述べたように、日本国憲法第26条は子どもの学習権を保障し、日本国憲法の精神にのっとり制定された教育基本法第1条は、教育の目的が、心身ともに健康な国民の育成にあることを明らかにした。

イ 学校教育法は、教育の目標として、「心身の調和的発達を図ること」を掲げる（第21条第8号）とともに、学校においては、別に法律に定めるところにより、児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、必

要な措置を講じなければならない旨を定めた（第12条）。

ウ 上記の「別に定める法律」とは、学校保健安全法のことである。この法律は、「学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し、必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的」として制定された（第1条）。同法は、第4条で、学校の設置者に対し、「その設置する学校の児童生徒及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施」することを求めている。そして、その第5条では、学校において児童生徒等の心身の健康の保持増進を図るため環境衛生検査を実施することを義務付け、第6条1項では、文部科学大臣が、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（学校環境基準）を定めるものとされ、同条2項は、学校設置者に対し、「学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努め」ることを義務付けた。

そして、学校保健安全法施行規則（甲A第53号証）は、法第5条の環境衛生検査を、毎学年定期に、必要があるときは臨時にも、法6条に規定する学校環境衛生基準に基づいて行うことを求める（第1条第1項、第2項）とともに、学校においては、環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない旨を定めている。

エ また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、教育委員会の職務として、「生徒、児童等の保健、安全等に関すること」を掲げている。（同法第21条第9号）

(2) 安全配慮義務について

「安全配慮義務」とは、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者

の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務」と解される（最高裁第3小法廷昭和50年2月25日判決・民集第29巻だ2号143頁参照）ところ、学校設置者と保護者との間で明確な契約関係にない公立小・中学校においても、公法上の法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間の義務として、学校が教育活動によって生ずるおそれのある危険から児童・生徒を保護すべき安全配慮義務を負っていると解されている。このことに学説上異論はなく、現実には、安全配慮義務に違反したことを理由に、児童、生徒からなされた学校設置者に対する損害賠償請求が認容された裁判例は枚挙にいとまがない。そして、公立小・中学校設置者が負う安全配慮義務は、上記のとおり、憲法、教育基本法、学校教育法、学校保健安全法等に由来する義務であることが踏まえられなければならない。

(3) 安全配慮の履行請求

安全配慮義務を負う者が、その義務に違反したことによって、権利者に損害を与えた場合には、権利者に対し、その損害を賠償しなければならない。それだけではなく、安全配慮義務に違反する状態が現に継続していることによって、権利者の権利侵害が切迫しており、あるいは、現に権利侵害状態が継続している場合には、権利者は、義務者に対し、安全配慮義務の履行、すなわち、具体的な危険防止措置の履行を求めることができる」と解すべきである。

(4) 県内子ども原告らの権利

被告基礎自治体らが、県内子ども原告らに対し、従来の学校施設で学校教育を漫然と継続していることによって、県内子ども原告らの被ばくによる健康被害のリスクは日々高まっており、権利侵害状態が現に継続しているのであるから、県内子ども原告らは、被告基礎自治体らに対し、安全配慮義務の履行、すなわち、具体的な危険を防止する措置の履行を求めることができる。

(5) 被告基礎自治体の安全配慮義務の内容

上記法令に定められた学校設置者の安全配慮義務の内容は、抽象的、一般的な義務にとどまるものではないことを指摘する。

ア (1) ウの学校環境衛生基準を定めたものが平成21年3月31日文

部科学省告示第60号（甲A第54号証）である。

同告示は、学校環境衛生基準を、「第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準」「第2 飲料水の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準」「第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準」「第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準」「第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準」に分類し、それぞれについて詳細な検査項目を定め【例えば、「第1 教室等の環境にかかる学校環境衛生基準」であれば、「換気及び保温等」「採光及び照明」「騒音」に分類した上、例えば、「換気及び保温等」では、検査項目として、「(1)換気、(2)温度、(3)相対湿度、(4)浮遊粉塵、(5)気流、(6)一酸化炭素、(7)二酸化窒素、(8)揮発性有機化合物（アホルムアルデヒド、イトルエン、ウキシレン、エパラジクロロベンゼン、オエチルベンゼン、カスチレン）」が定められている。】、それぞれの検査項目について基準値が設けられている（例えば、「一酸化炭素」の場合は、基準値は、「10ppm以下であること」である。）。そして、それに加えて、学校環境衛生基準の達成状況を調査するための検査回数（例えば、「一酸化炭素」であれば、「毎学年2回」）と検査の方法（例えば、「一酸化炭素」であれば「検知管法により測定する。」）が詳細に定められている。

そして、上記のように、学校保健安全法第6条2項は、学校設置者に対し、「学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努め」ることを義務付けているのである。

イ 学校環境衛生基準の施行の際に、文部科学省スポーツ・青少年局長が各都道府県教育委員会等あてに発出した通知が甲A第55号証である。ここで、スポーツ・青少年局長は、「本基準に基づき学校における環境衛生検査並びに法6条の趣旨を踏まえた適切な環境の維持に努めるとともに、学校の環境衛生に関し、適正を欠く事項があると認めた場合の改善のために必要な措置の実施につき遺漏のないようお願います。」と厳しい対応を求めている。

ウ このような法令の規定ぶり、これによって守ろうとしている法益が児童生徒の健康というかけがえのないものであることに鑑みれば、学

校保健安全法が学校の設置者に対して求めている「児童、生徒等の健康の保持増進を図るため」の措置は、一般的な行政上の指針等に止まるものではなく、個々の児童生徒との関係で、その安全を配慮すべき義務の一内容と位置付けられるべきものであって、学校環境衛生基準は、その義務の内容を明確化したものと解することができる。

ところで、学校環境衛生基準には、放射性物質に関する規定は存在しない。これは、同基準の制定当時、原子力発電所の事故により、学校が放射能に汚染されるという想定を怠っていたからであって、これは、法令の欠缺、怠慢というべきものである。

そして、学校保健安全法施行規則が、環境衛生検査のほか、日常的に環境衛生の点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない旨を定めていることに照らせば、児童生徒の健康の保持増進を図るために必要な措置は、学校環境衛生基準に定められた事項に限定されるものではなく、児童生徒の健康にリスクを与え、その保持増進の妨げになることが明らかな物質が環境中に存在する場合に、学校設置者がそれに対する曝露を避けるために適切な対策をとることまでを含んでいると解すべきものである。

2 不作為を求める給付請求（差し止め請求）の法的根拠

【被告福島市の主張(4)、被告伊達市の主張(4)、被告いわき市の主張(4)】

(1) 県内子ども原告が現に通学している学校施設での教育の差し止めを求める請求（以下「本件差し止め請求」という。）の法的根拠は、県内子ども原告らの健康を保持する権利としての人格権である。健康を保持する権利としての人格権は、他からの侵害を許さない排他的な権利であり、現にその権利を侵害されている者は、その侵害行為の差し止めを求めることができる。

(2) 県内子ども原告らが現に通学している学校施設で教育を受け続けることが県内子ども原告らの健康を保持する権利としての人格権を侵害することになる理由は、給付請求、確認請求で主張した内容と同一である。

3 県内子ども原告らの生活環境の空間線量は、既に1 mSv/年を下回っている

るから、そもそも県内子ども原告らに健康リスクはないか

【被告伊達市の主張(1)、被告いわき市の主張(3)】

- (1) 被告伊達市、同いわき市は、対応する県内子ども原告らの学校、自宅、通学路等の空間線量を測定したところ、いずれも年1 mSvを下回った旨主張している。
- (2) 被告伊達市、同いわき市の測定結果については不知である。仮に、その測定結果が正確であったとしても、対応する県内子ども原告らに健康リスクがあるという主張を変更する必要はない。
- (3) 原告らは、県内子ども原告らの健康リスクを認めるべき基準を準備書面(1)で整理した。第1の基準が、実効線量年1 mSv以上であり、第2の基準は、1平方メートルあたりのセシウム137の土壤汚染濃度が4万ベクレル/m²以上であり、第3の基準が、県内子ども原告の生活環境に放射性同位元素（放射性セシウムの場合1万ベクレル/kg）が存在することである。

仮に、被告伊達市、同いわき市に対応する県内子ども原告らの生活環境の空間線量が同被告らの主張するとおりであったとすれば、対応する県内子ども原告らは上記第1の基準を満たさないことになるが、被告伊達市に対応する原告番号32-2並びに被告いわき市に対応する原告番号13-1、14-1については、いずれも第3の基準を満たしている（甲E第13号証の1の2、甲E第14号証の1の2、甲E第32号証の2の2）。また、被告いわき市に対応する原告番号34-1については、第2の基準を満たしている（甲E第34号証の1の2）。更に、甲D第11号証によれば、伊達市は全域がセシウム137の土壤汚染濃度が4万ベクレル/m²を超えていることが明らかであるから、原告番号32-2は、第2の基準も満たすことになる。

- (4) なお、今般、県内子ども原告らは、原告番号28-1、29-1、30-1、31の1、2、33の1、36の1、2についても、第3の基準を満たしていることの証拠を提出することとする（甲E第28-1、29-1、30-1号証の1、甲E第31の1、2号証の1、甲E第33の1号証の2、甲E第36の1、2号証の1）。

4 クリアランスレベルについて

【被告田村市・郡山市の主張(4)】

- (1) 被告田村市・郡山市は、クリアランスレベルは、廃棄物を安全に再利用できる基準であり、これをシーベルトに換算すれば、年 0.01mSv にすぎず、人への健康影響が全く無視できることを前提にしているため、許容線量を測るための基準とはなりえない、と主張する。
- (2) 被告田村市・郡山市が主張するように、クリアランスレベルは、原子力発電所等で用いた資材を再利用するための基準であり、その基準（セシウム134、同137の場合、 100Bq/kg ）は、被ばく線量 $10\mu\text{Sv}$ /年を目安として定められた。そして、丁（福島市）A第1号証（10頁）によれば、考慮されている被ばく経路は、公共物に再利用された事例において居住者（子ども）の場合、汚染した材料で建設した公共場における外部被ばく、ダストの吸入による内部被ばく、経口摂取による内部被ばくであることがわかる。
- (3) しかし、被告田村市・郡山市の上記主張は、次の点で不当である。
 - ア 子どもは、原発の再利用資材だけから被ばくするのではない。大気中の放射性物質からも、土壌の放射性物質からも、屋根、壁、樹木等、身の回りの物に付着した放射性物質からも外部被ばくし、呼吸や食事で体内に取り込んだ放射性物質からは内部被ばくしている。これらすべての被ばくによる実効線量の許容値が、法律によって年 1mSv と定められているのである。原発の再利用資材からの被ばくは、様々な経路による従来の被ばくに新たな被ばくを付け加えることになる。そこで、新たに付け加わる被ばくを目安を年 $10\mu\text{Sv}$ に抑えることが相当であると判断され、クリアランスレベルが定められたのである。したがって、クリアランスレベルが定められた時の目安値である年 $10\mu\text{Sv}$ が年 1mSv よりも小さいことを理由とする被告田村市・郡山市の主張は、相当でない。
 - イ ところで、原発の再利用資材が公共物に再利用されたとしても、子どもがその公共物に常時接近したり、触れるわけではない。子どもがその公共物に接近したり触れたりするのは、一日のうちのわずかな時間である。これに対し、土壌がクリアランスレベル以上に汚染されている場合、子どもは、ほぼ常時、土壌中の放射性物質からの外部被ば

く、舞い上がった土埃中の放射性物質を吸入することによる内部被ばくに晒されるのである。したがって、再利用資材について定められたクリアランスレベル 100 bq/kg が被ばく量 $10\text{ }\mu\text{ Sv/年}$ を目安としていたとしても、土壌が同程度に汚染された場合、子どもが $10\text{ }\mu\text{ Sv/年}$ よりもはるかに多量の被ばくをすることは明らかである。

ウ この点、被告田村市・郡山市は、ベクレルとシーベルトの換算比が「 3.9×10^{-8} 」であるとして、 1000 bq は $390\text{ }\mu\text{ Sv}$ となると主張する【被告田村市・郡山市第5準備書面3頁イ(イ)】が、この換算比「 3.9×10^{-8} 」は、内部被ばくの場合の換算値であって【丁(郡山市)B第1号証】、外部被ばくに使用することはできない。外部被ばくと内部被ばくの双方を考えなくてはならない土壌汚染において使える換算比ではない。

5 行政の裁量との関係について

(1) 被告基礎自治体らは、「原告らが求めている内容は、被告基礎自治体の判断に委ねられているものである」（被告福島市の主張(2)）、「他施設の利用や分校の設置は、被告伊達市の裁量に属する」（被告伊達市の主張(3)）、被告田村市・郡山市の主張(3)）等と主張している。

(2) 県内子ども原告らも、「安全な地域」で教育を実施することを命ぜられた被告基礎自治体が、それを実現するためには、教育場所の選定、教育施設の確保、教員の確保、子どもの寄宿舎の確保等、様々な手続が必要であり、これらが本来的に被告基礎自治体の裁量に委ねられる事項であることは争わない。しかし、「除去されるべき侵害結果、実現すべき結果」が明らかになっていけば、請求の特定に欠けるところがないこと、本件においては、「除去されるべき侵害結果、実現すべき結果」が特定されていることは、既に主張したところである（原告ら準備書面(9)）。

「実現すべき結果」が特定された請求が認容された場合、被告は、その結果を実現するために裁量権を適切に行使することが義務付けられるのであって、特定された結果を実現するための手段が被告の裁量に属する事項であったとしても、そのことは、結果の実現を求める請求権の存在を否定する理由にはなりえない。

6 「安全な地域」の特定について

(1) 被告基礎自治体らは、県内子ども原告らが「安全な地域」と主張している根拠（基準）が不明確である（被告福島市の主張(3)、被告会津若松市の主張(2)）等と主張している。

(2) 県内子ども原告らは、「安全な地域」について、①平成24年10月31日から同年12月28日までの間に文部科学省が実施した第6次航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137及びセシウム134の土壤汚染濃度が合算で1万ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した平成28年2月10日付「訴えの追加的変更申立書（その2）」添付の別紙(3)によって、セシウム137及びセシウム134の土壤汚染濃度が合算で1平方メートル当たり1万ベクレルを上回らなかった地域、②アメリカ国家核安全保障局が平成23年3月～5月に行った航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137の土壤汚染濃度3万7000ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した平成28年2月10日付「訴えの追加的変更申立書（その2）」添付の別紙(1)、平成23年10月22日から11月5日までの間に文部科学省が実施した第4次航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137の土壤汚染濃度が3万7000ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した同添付の別紙(2)のいずれによっても、セシウム137の土壤汚染濃度が1平方メートル当たり3万7000ベクレルを上回らなかった地域、③対応する県内子ども原告らの1年間の追加実効線量（外部被ばく）が学校教育の拠点となる施設から半径1kmの地域内に0.3mSv/年を超える地点がない地域、と特定しているところである。

これらの根拠はすでに説明しているし、特定としても十分である。

7 将来請求の適格を欠くか

(1) 被告田村市・郡山市は、「原告らの請求のうち、作為を求める給付請求と不作為を求める給付請求は、いずれも将来の給付を目的とする請求であるが、そもそも請求権の基礎となる事実関係が存在せず、かつその継続が予測される事情がないから、その適格を欠く。」と主張する（被告田村市・郡山市の主張(6)）

(2) 県内子ども原告らの作為を求める給付請求、不作為を求める給付請求は、いずれも現在の請求であって、将来の給付を目的とする請求ではない。確かに、1回的な給付を求める請求ではなく、一定期間における給付の継続を求める請求であるが、被ばく線量の低下によって県内子ども原告らの請求権がいつ実体的に消滅するかは予測できないから、期限を区切ることはできない。もっとも、被告田村市・郡山市が原告らの請求権の消滅を主張して請求異議の訴えを提起して、その義務を免れることができるのであって、被告田村市・郡山市がその程度の負担を被ることは止むを得ない。

8 その他

(1) 被告伊達市は、原告32-2が通学している学校施設で教育を実施することを差し止めても、同原告が伊達市内で生活を続ける限り、原告が危惧する健康リスクを回避することは不可能であるから、本件差止めは、何の役にも立たないと主張する（被告伊達市の主張(5)）が、平成28年2月10日付「訴えの追加的変更申立書（その2）」の第2の2(3)で記載したように、現在の学校施設での教育の差止め判決を受けた被告基礎自治体は、子どもに対して教育をする憲法上の義務を負担している以上、「安全な地域」で教育をすることを事実上義務付けられるのであるから、被告伊達市の上記主張は理由がない。

(2) 被告田村市・郡山市は、原告らの求める権利の内容は科学的根拠に乏しく、その内容は、極めて不明確であると主張する（被告田村市・郡山市の主張(4)）が、そうでないことは既に主張してきたとおりである。

(3) 被告田村市・郡山市は、原告らの請求は、財源の裏付け、受益者の平等という観点に鑑みると、社会通念上実現可能とはいえないと主張する（被告田村市・郡山市の主張(7)）。しかし、被告田村市、郡山市の小中学生の中には、提訴まではしなくても、行政が安全な地域で学ぶ機会を設けてくれるのであれば、それを希望する者は相当数いると考えられ、県内子ども原告だけが受益するものではない。少なくとも、全体に希望者を募るのであれば、不平等の問題は生じない。財源については、それが不可能だと主張するのであれば、被告田村市・郡山市の側において、

具体的に不可能であることを主張、立証すべきものである。

以上